

礼文町建設技術者就業支援金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、礼文町建設技術者就業支援金貸与条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 条例第4条に規定する支援金の貸与申請は、就業支援金貸与申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) 住民票抄本

(3) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(4) 有資格者については合格証明書又は免許証の写し、指定学科を卒業した者については卒業証書の写し

3 前項各号のほか、町長は必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸与の決定、通知)

第3条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与を行うかどうかを決定したときは就業支援金貸与決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(借用書の提出)

第4条 前条の規定により貸与の決定を受けた者は、就業支援金借用証書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 支援金は、前項の借用書提出後40日以内に交付するものとする。

(返還の免除)

第5条 条例第7条の規定による返還の免除を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合、申請書を町長に提出しなければならない。

(1) 貸与を受けた就業予定期間を満了したときは、就業支援金貸与就業期間満了届出書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(2) 業務に従事する就業期間中に、公務に起因する事故及び心身の故障のため辞職又は死亡したときは、就業支援金返還免除申請書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(返還金の算定)

第6条 条例第6条に規定する就業予定期間を就業することが困難となった支援金貸与者が返還する支援金の額は、おおむね、貸与金額に未就業期間の月数を就業予定期間の月数で除して得た額とするが詳細については次によるものとする。

2 就業期間の計算については、支援金貸与者が建設技術者として就業した日の属する月から

退職した日の属する月までの月数により計算するものとする。

- 3 前項の就業期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間（以下「休職等期間」という。）があるときは、休職等期間の開始の日の属する月から休職等期間の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職等期間が終了した月において、休職等期間が開始したときは、その月を1箇月として控除するものとする。

（返還金の通知及び納付）

第7条 条例第6条に規定する支援金の返還が生じた場合は、就業支援金返還通知書（別記第7号様式）により返還金額を通知し、返還金額の納付については、町長の発行する納入通知書により納付するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

礼文町建設技術者就業支援金貸与申請書

礼文町長 様

年 月 日

申請者 氏 名 印

礼文町建設技術者就業支援金の貸与に関する条例に基づく就業資金の貸与を受けたいので、同条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者の状況

申 請 金 額	円
就 業 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 者 本 籍	
申 請 者 住 所	
申 請 者 氏 名	
生年月日（満年齢）	年 月 日生（満 歳）

2. 連帯保証人の状況

本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
職 業	
申 請 人 と の 関 係	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
職 業	
申 請 人 と の 関 係	

3. 就業時支援金振込先

金 融 機 関 名	
預 金 種 目	
支 店 名	
口 座 番 号	
口座名義人(フリガナ)	
口 座 名 義 人	

(添付書類)

誓約書(別記第2号様式)、住民票謄本、連帯保証人の印鑑登録証明書、免許証又は卒業証書

別記第2号様式（第2条関係）

誓約書

礼文町建設技術者就業支援金の貸与に関する条例に基づき就業支援金の貸与を受けることとなったときは、同条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、同条例及び同条例施行規則に規定する就業予定期間業務に従事することを誓約します。

礼文町長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

上記の者が礼文町建設技術者就業支援金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して就業支援金返還の責を負い、かつ、届出その他の業務に誠実にこれを履行することを誓約します。

連帯保証人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

（注1） 連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

別記第3号様式（第3条関係）

礼文町建設技術者就業支援金貸与決定通知書

年 月 日

様

礼文町長 印

年 月 日付けで申請のあった礼文町建設技術者就業支援金について礼文町建設技術者就業支援金の貸与に関する条例施行規則第3条に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
貸 与 金 額	
就 業 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

別記第4号様式（第4条関係）

礼文町就業支援金借用証書

礼文町長 様

年 月 日

借 受 者 住 所

氏 名 印

連帯保証人 住 所

氏 名 印

連帯保証人 住 所

氏 名 印

礼文町建設技術者就業支援金として、下記のとおり借用しました。

なお、礼文町建設技術者就業支援金貸与条例及び同条例施行規則に規定する貸与を受けた就業予定期間を就業することが困難となった場合には、誠実に相違なく返還します。

記

借 用 金 額	円
借 用 年 月	年 月 日から 年 月 日まで(カ月分)
償 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(カ月分)
償 還 方 法	
払 込 方 法	

(注) 連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

別記第5号様式（第5条関係）

礼文町建設技術者就業支援金貸与就業期間満了届出書

年 月 日

礼文町長 様

申請者 住所

氏名

私が貸与を受けました礼文町建設技術者就業支援金は、礼文町建設技術者就業支援金貸与条例施行規則第5条第1項第1号の規定によりその貸与した就業予定期間を満了しましたので免除願いたく申請いたします。

記

就業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
免除申請額	円

別記第6号様式（第5条関係）

礼文町建設技術者就業支援金返還免除申請書

年 月 日

礼文町長 様

申請者 住所

氏名 印

私が貸与を受けました礼文町建設技術者就業支援金は、礼文町建設技術者就業支援金貸与条例施行規則第5条第1項第2号の規定により返還免除を申請いたします。

記

貸 与 金 額	円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免 除 申 請 額	円
返 還 免 除 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 免 除 後 返 還 額	円
返 還 免 除 後 の 返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 理 由	

(注) 申請理由を証明する書類を添付すること

別記第7号様式（第7条関係）

礼文町建設技術者就業支援金返還通知書

年 月 日

住所
氏名

礼文町長 印

年 月 日付けで申請のあった礼文町建設技術者就業支援金について礼文町建設技術者就業支援金の貸与に関する条例施行規則第7条に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

借 受 者 住 所	
借 受 者 氏 名	
貸 与 金 額	円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 理 由	
返 還 免 除 金 額	円
返 還 免 除 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返還免除後の返還額	円
返還免除後の返還期間	年 月 日から 年 月 日まで